



® 平成 29 年 6 月 21 日 (水)  
No. 14470 1部370円 (税込み)

### 発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

### 特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

### 目次

- ☆中国知財の最新動向 第2回  
「商標審査及び審理基準」の改正 …………… (1)

## 中国知財の最新動向 第2回

# 「商標審査及び審理基準」の改正

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

2017年1月4日、中国の国家工商行政管理総局商標局は、改正後の「商標審査及び審理基準」(2016年12月)(以下「新基準」という)を公布した<sup>2</sup>。

従来、「商標審査及び審理基準」(2005年12月)(以下「旧基準」という)が存在していたが、これには商標法第三次改正(2014年5月1日施行)等の動きが反映されていなかった。今回公布された新基準は、

旧基準の施行後の11年間における法令改正及び実務動向等の新しい動きを反映させ、旧基準に代わるものとして公布された。

新基準は、旧基準と同じく、「商標審査基準」(中国語では「商標審査標準」と「商標審理基準」(中国語では「商標審理標準」)に大きく分かれる。前者は、主に商標局による商標審査において用いられる基準であり、後者は、主に商標評審委員会による商

## SUN・GROUP

企業のグローバル化経営に資する  
知財戦略のプロ集団

サン・グループ 代表 藤本 昇

サン・グループ 副代表 藤本 周一

### 藤本昇特許事務所

所長 弁理士 藤本 昇

意匠・機械・知財紛争  
訴訟・鑑定・契約

【URL】  
[www.sun-group.co.jp](http://www.sun-group.co.jp)

【大阪】  
〒542-0081  
大阪市中央区南船場 1-15-14  
堺筋稲畑ビル2階  
(総合受付5階)

【東京】  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-1-8  
麹町市原ビル3階

副所長 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

副所長 弁理士 野村 慎一 (意匠・国際)

弁理士 小山 雄一 (化学・国際)  
弁理士 田中 成幸 (商標・不競法)  
弁理士 石井 隆明 (意匠)  
弁理士 山本 裕 (化学・薬学)  
弁理士 横田 香澄 (化学)  
中国弁理士 展 馨 (機械・国際)

弁理士 北田 明 (機械・制御)  
弁理士 大川 博之 (機械・制御)  
弁理士 久米 哲史 (化学・国際)  
弁理士 三条 英章 (化学)  
弁理士 道慶 一豊 (化学)

弁理士 白井里央子 (商標・不競法)  
弁理士 日東 伸二 (化学・薬学)  
弁理士 山本 みどり (機械・プラント)  
弁理士 北村 七重 (国際)  
弁理士 大西 陽子 (意匠)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997 [E-mail] info@sun-group.co.jp

### 株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

取締役 田村 勝宏 取締役 川原 丈夫

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-3237-4390 FAX:03-3237-4391

[E-mail] nets@sun-group.co.jp

### 株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

担当役員  
田村 勝宏

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-3237-3998 FAX:03-3237-3997

[E-mail] patra@sun-group.co.jp

商審理案件において用いられる基準である。たった一字違いであるが、異なるものであるので、注意する必要がある。

旧基準と新基準の体系は、下表のとおりである。

上表のとおり、新基準では、旧基準と比べて、いくつもの相違点がある。即ち、新基準の商標審査基準では、「音声商標の審査」、「商標代理機構の登録商標出願の審査」、「商標法第50条の適用に関する規定」、「審査意見書の適用」の各項目が、また、新基準の商標審理基準では、「他人が先に使用する商標の特定関係人による抜け駆け登録の審理基準」、「利害関係人の認定」の各項目が、追加されている。

項目の追加や名称変更が無い部分についても、具体的な内容が改正された部分は少なくない。

そこで、以下においては、新基準の主なポイントについて紹介することとしたい<sup>3</sup>。

## Ⅱ. 新基準のうち、「商標審査基準」に関する主なポイント

新基準のうち、「商標審査基準」に関する主なポイントは、以下のとおりである。

### 1 音声商標の審査基準の追加

#### (1) 概要

2013年改正前の商標法では、商標登録の対象は、文字・図形・色彩の組み合わせ等の視覚的標章に限定されていたが、2013年の第三次商標法改正により、音声商標が認められることとなった(商標法8条)。また、2014年に改正された商標法实施条例13条5項は、音声商標を登録出願する際の手続を定めた。これによると、音声標章を商標登録出願する場合は、出願書において声明し、要求に合致した音声見本を提出し、登録出願する音声商標について叙述し、商標の使用方式を説明しなければならない。音声

図表：旧基準と新基準の体系

| 旧基準                        |                                       | 新基準    |                                       |
|----------------------------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|
| 商<br>標<br>審<br>査<br>基<br>準 | 第一部分 商標として使用できない標識の審査                 | 商<br>標 | 第一部分 商標として使用できない標識の審査                 |
|                            | 第二部分 商標の顕著な特徴の審査                      | 標      | 第二部分 商標の顕著な特徴の審査                      |
|                            | 第三部分 商標の同一、類似の審査                      | 審      | 第三部分 商標の同一、類似の審査                      |
|                            | 第四部分 立体商標の審査                          | 査      | 第四部分 立体商標審査基準                         |
|                            | 第五部分 色彩組合せ商標の審査                       | 基      | 第五部分 色彩組合せ商標の審査                       |
|                            |                                       | 準      | 第六部分 音声商標の審査                          |
|                            | 第六部分 団体商標、証明商標の審査                     |        | 第七部分 団体商標、証明商標の審査                     |
|                            | 第七部分 特殊標識の審査                          |        | 第八部分 特殊標識の審査                          |
|                            |                                       |        | 第九部分 商標代理機構の登録商標出願の審査                 |
|                            |                                       |        | 第十部分 商標法第50条の適用に関する規定                 |
| 商<br>標<br>審<br>理<br>基<br>準 | 一 他人の馳名商標の複製、模倣又は翻訳の審理基準              | 商<br>標 | 一 他人の馳名商標の複製、模倣又は翻訳の審理基準              |
|                            | 二 被代理人又は被代表者の商標を無断で登録した場合の商標審理基準      | 審      | 二 被代理人又は被代表者の商標を無断で登録した場合の商標審理基準      |
|                            |                                       | 理      | 三 他人が先に使用する商標の特定関係人による抜け駆け登録の審理基準     |
|                            | 三 他人の先行権利の侵害の審理基準                     | 基      | 四 他人の先行権利の侵害の審理基準                     |
|                            | 四 他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準 | 準      | 五 他人が既に使用している一定の影響力を有する商標の抜け駆け登録の審理基準 |
|                            | 五 欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録された商標の審理基準    |        | 六 欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録された商標の審理基準    |
|                            | 六 登録商標取消事案の審理基準                       |        | 七 登録商標取消事案の審理基準                       |
|                            | 七 類似商品又は役務の審理基準                       |        | 八 類似商品又は役務の審理基準                       |
|                            | 八 使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準             |        | 九 使用によって顕著な特徴が備わった標章の審理基準             |
|                            |                                       |        | 十 利害関係人の認定                            |